

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市西京区嵐山宮ノ前町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）			
工 期	契約日の翌日から令和 7年12月19日まで			
事業課（所）名	道路環境整備課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	154.1
舗装工（舗装打換え工）	m2	1,275.9	路面切削工	m2	241.7
縁石工	m	179.5	区画線工	式	1
仮設工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、阪急嵐山・松尾大社地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画においてバリアフリー化を図るべき経路に位置付けられた一般市道松尾神社前通において、路側帯の設置により歩行空間を明確にし、安心・安全で快適な歩行空間を確保するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年3月	
歩掛適用年月	2025年3月	
基準適用年月	2025年3月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	06:舗装工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料（本工事）

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分	廃路盤		m3	6,120	処分費	管理費区分T 夜間単価
舗装工	舗装打換え工 車道舗装(1)(2)(3)(4) 夜間施工	表層	材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満), 材料規格:開粒度アスファルト混合物(13)(石灰石20%使用、改質H型), 舗	開粒度アスファルト混合物(13) (石灰石20%使用、改質H型)	t	50,500	材料費	夜間単価
		セメントミルク浸透	t=50mm, 超速硬型, セメント色(黒顔料4%)		m2	7,004	材工共	週休2日(4週8休) 補正
		ショットブラスト	投射密度:150kg/m2		m2	2,891	材工共	週休2日(4週8休) 補正
		デブサインカッター	目地600mm×900mm, W=6mm, D=6mm		m2	7,152	材工共	週休2日(4週8休) 補正
構造物撤去工	運搬処理工	石板運搬			m3	24,410	材工共	夜間単価
		石板処分	石板厚:t=50mm		m3	32,200	処分費	管理費区分T 夜間単価

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
夜間施工		式	1				
掘削	土質:土砂, 施工方法:オープンカット, 押土:無し, 障害:無し, 施工数量:5,000m3未満	m3	100				
残土処理工		式	1				
夜間施工		式	1				
廃路盤材運搬	機械積込, DID地区:有, 運搬距離:10km以上20km未満	m3	110				
残土等処分	廃路盤	m3	110				
地盤改良工		式	1				
路床安定処理工		式	1				
夜間施工		式	1				
安定処理	パック材攪拌, 材料:セメント系固化剤, 使用量:5.5t/100m3	m2	479				
舗装工		式	1				
路面切削工 車道舗装(1) 夜間施工		式	1				
路面切削	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cmを超え12cm以下, 段差すりつけ撤去作業:無し	m2	242				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬(路面切削)		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	22				
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	22				
舗装打換え工 車道舗装(1) 夜間施工			式	1				
基層 急速施工, すりつけ有		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	242				
表層		材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満), 材料規格:開粒度アスファルト混合物(13)(石灰石20%使用, 改質H型), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	242				
セメントミルク浸透		t=50mm, 超速硬型, セメント色(黒顔料4%)	m2	242				
ショットブラスト		投射密度:150kg/m2	m2	242				
デザインカッター		目地600mm×900mm, W=6mm, D=6mm	m2	198				
舗装打換え工 車道舗装(2) 夜間施工			式	1				
上層路盤 急速施工		路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生アスファルト安定処理(25), 仕上り厚:100mm	m2	10				
基層 急速施工, すりつけ有		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	10				
表層		材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満), 材料規格:開粒度アスファルト混合物(13)(石灰石20%使用, 改質H型), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	10				
セメントミルク浸透		t=50mm, 超速硬型, セメント色(黒顔料4%)	m2	10				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ショットブラスト	投射密度:150kg/m2	m2	10				
デザインカッター	目地600mm×900mm, W=6mm, D=6mm	m2	7				
舗装打換え工 車道舗装(3) 夜間施工		式	1				
基層 急速施工, すりつけ有	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:75mm, 平均幅員:3.0m超	m2	26				
表層	材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満), 材料規格:開粒度アスファルト混合物(13)(石灰石20%使用, 改質H型), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	26				
セメントミルク浸透	t=50mm, 超速硬型, セメント色(黒顔料4%)	m2	26				
ショットブラスト	投射密度:150kg/m2	m2	26				
デザインカッター	目地600mm×900mm, W=6mm, D=6mm	m2	20				
舗装打換え工 車道舗装(4) 夜間施工		式	1				
下層路盤 急速施工	路盤材種類:各種, 路盤材規格:再生クラッシュヤーン(RC-40), 仕上り厚:150mm, ポス率:0.27	m2	460				
上層路盤 急速施工	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:150mm, ポス率:0.24	m2	460				
基層 急速施工, すりつけ有	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	460				
表層	材料種類:各種(1.90以上2.00t/m3未満), 材料規格:開粒度アスファルト混合物(13)(石灰石20%使用, 改質H型), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	460				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
セメントミルク浸透	t=50mm, 超速硬型, セメント色（黒顔料4%）	m2	460				
ショットブラスト	投射密度:150kg/m2	m2	460				
デザインカッター	目地600mm×900mm, W=6mm, D=6mm	m2	330				
縁石工		式	1				
作業土工		式	1				
昼間施工		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	10				
埋戻し	土質区分:土砂, 土質:RM-30	m3	10				
縁石工		式	1				
昼間施工		式	1				
地先境界ブロック	ブロック規格:御影石	m	180				
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
昼間施工		式	1				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	270				
溶融式区画線	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セアラ 45cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:無し	m	7				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
舗装版切断 昼間施工		舗装版種別：アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚：15cm以下	m	210				
舗装版切断（石板切断） 昼間施工		舗装版種別：コンクリート舗装版, コンクリート舗装版厚：15cmを超え30cm以下	m	190				
舗装版破碎 舗装版破碎(1) 夜間施工, 急速施工		全層打換え, 有, 15cmを超え30cm以下, 40cm以下, 無	m2	10				
舗装版破碎 舗装版破碎(2) 夜間施工, 急速施工		全層打換え, 有, 15cm以下, 40cm以下, 無	m2	26				
舗装版破碎 舗装版破碎(3) 夜間施工, 急速施工		全層打換え, 有, 15cmを超え30cm以下, 40cm以下, 無	m2	460				
舗装版破碎 舗装版破碎(4) 夜間施工, 急速施工		全層打換え, 有, 15cm以下, 40cm以下, 無	m2	460				
舗装版破碎 舗装版破碎(5) (6) (7) 昼間施工, 急速施工		舗装版種別アスファルト舗装版, 舗装版厚：5cm	m2	78				
縁石撤去工 夜間施工			式	1				
地先境界ブロック撤去		再利用区分：再利用	m	185				
運搬処理工			式	1				
殻運搬 昼間施工		殻種別：アスファルト殻	m3	4				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬	殻種別：アスファルト殻						
夜間施工		m3	70				
石板運搬							
夜間施工		m3	25				
殻処分	殻種別：アスファルト殻						
昼間施工		m3	4				
殻処分	殻種別：アスファルト殻						
夜間施工		m3	70				
石板処分	石板厚：t=50mm						
夜間施工		m3	25				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員							
昼間		人日	12				
交通誘導警備員							
夜間		人日	60				
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費							
		式	1				
運搬費							
		式	1				

設計内訳書（本工事）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
建設機械運搬費	設計運搬距離:8.4km	台	2				往路＋復路
技術管理費		式	1				
室内土質試験	CBR試験用試料採取, 一軸圧縮試験, 六価砒素溶出試験含む	箇所	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工 仮復旧舗装(1) 夜間施工, 急速施工		式	1				
上層路盤	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:50mm, ロス率:0.27	m2	479				
表層	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	479				
舗装打換え工 仮復旧舗装(2) 昼間施工		式	1				
上層路盤	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:50mm	m2	59				
表層	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	59				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 昼間		人日	12				
交通誘導警備員 夜間		人日	24				
直接工事費		式	1				

設計内訳書（公共関連）

工事名	歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 歩車共存道路整備工事（松尾神社前通）

工事場所 京都市西京区嵐山宮ノ前町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事箇所は松尾大社の参道であり、多数の参拝者が通行することが考えられる。そのため、参拝者等の通行に十分注意し安全に最大限注意して施工すること。
- 2 松尾大社で祭事が執り行われる場合は、参加者の通行等全般において、当該催事の開催及び運営に支障が生じないように十分注意するとともに、滞りない開催・運営に進んで協力すること。
- 3 本施工箇所沿道の民有構造物を損傷しないよう、細心の注意を払って施工すること。掘削等は特に慎重に行うこと。
- 4 縁石工においては既存のものを再利用するので、撤去時に破損しない等、特に慎重に施工すること。

第5条（施工時間）

施工時間は、設計図書に「夜間施工」と記載のある工種（種別又は細別）以外は昼間施工とする。ただし、関係機関及び地元住民等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、夜間施工の標準的な作業時間帯は、21時～6時とする。

第6条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第7条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	2 ～ 3 名	交通誘導警備員 B 2 ～ 3 名	昼 間	無
施工箇所	2 ～ 5 名	交通誘導警備員 B 2 ～ 5 名	夜 間	無

- 4 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第8条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
地盤改良工	安定処理	セメント系固化剤
舗装打替え工	セメントミルク	超速硬型,セメント色(黒顔料4%混入)

第9条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第10条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時
地盤改良工	路床安定処理	処理完了時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
仮復旧舗装	表層	舗装面積の出来形確認
路面切削工	路面切削	切削後の状況確認
舗装打換え工 (石畳風舗装)	セメントミルク	浸透状況確認
	ショットブラスト	ブラスト状況確認
	デザインカッター	目地寸法確認

第 1 1 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	必要に応じて、松尾大社の祭事前に保安施設の設置状況を監督職員と立会確認する。（ただし、立会確認書は不要とする。）

第 1 2 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工 種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
地盤改良工 (路床安定処理工)	セメント系固化剤	土の一軸圧縮試験	施工前(1回)	設計 CBR：20% 目標 TA：19 以上

4 建設副産物に関する事項

第13条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L = 12.5km
アスファルト塊 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林18-1	設計運搬距離 L = 14.3km
アスファルト塊 (昼間・掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹1	設計運搬距離 L = 12.2km
アスファルト塊 (夜間・掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林18-1	設計運搬距離 L = 14.3km
石板	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府乙訓郡大山崎町下植野北牧方25	設計運搬距離 L = 12.2km

2 舗装切断時等に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が

必要な場合は、設計変更の対象とする。

第14条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和4年6月17日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第15条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1か月までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間までに提出すること。

ただし、上記の提出期限によりがたい場合は事前に監督職員と協議を行い決定するものとする。

第16条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第17条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に

係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第18条（発注者指定型における遠隔臨場の実施）

本工事は遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第19条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第20条（その他事項）

- 1 週間工程表について、前週木曜日の17時までに監督職員に報告すること。
ただし、監督職員から別途指示がある場合は、それにしたがうこと。
- 2 監督職員の指示があった場合、施工箇所近隣に対して、施工する前週金曜日までに週間工程表等の配布により、工事を周知すること。
- 3 本工事場所は、歩行者の通行量が多いことから、以下の事項について十分留意すること。
 - ・路面仮復旧の状態を十分良好に保つよう留意し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - ・車道、歩道及び路側帯の通行に支障が生じないように、養生方法と規制方法を適切に検討し実施すること。
- 4 本工事箇所は松尾大社の参道であるため、祭事等により施工が不可能な期間が存在する。そのため、施工のスケジュール管理調整においてはそのことも検討・考慮し、余裕をもった工程を立案しそれに基づき施工するよう努めること。
- 5 本工事箇所終点部に隣接し、別途水道路面本復旧工事として同種の施工が行われる。そのため、施工時期や工事車両の通行、路面の仕上がり具合など綿密に調整し、円滑に施工を進めることができるよう努めるとともに、景観上支障のない仕上がりとなるよう細心の注意を払って施工すること。
- 6 作業時間外における建設機械（重建設機械を含む）や工事材料等による車道及び歩道の規制は行わないこと。
- 7 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制を取ること。
- 8 施工前には事前測量を行い監督職員の確認を受けること。また、施工前に本施工箇所沿道の民有構造物を写真に撮影し、その状態を記録するとともに監督職員の確認を受けること。
- 9 監督職員の指示または承諾等は、原則として書面で行わなければならないが、その書面及び添付図面、添付資料等は請負者が作成し提出すること。
- 10 道路の横断勾配の改善に伴い下水人孔の蓋高調整の工事を別途実施する。その際は監督職員の指示に従い、十分に調整を図ること。
- 11 六価クロム溶出試験実施要綱（案）に基づき、六価クロム溶出試験を実施すること。

位置図

